4枚目

30　無線局の区別			
31　電気通信業務の取扱範囲	□国内　□国際		
32　航行する海域コード			
33　航行区域又は従業制限コード			
34　船舶番号又は漁船登録番号			
35　信号符字			
36　加入海岸局	正加入		
	準加入		
37　施行規則第28条第２項の無線設備等	局種コード		
	無線設備の名称	コード〔　　〕	
38　施行規則第28条第３項の無線設備等	局種コード		
	無線設備の名称		
39　施行規則第28条第６項の無線設備等	局種コード		
	無線設備の名称		
40　電波法第33条及び第35条関連）義務船舶局等の場合に限る。（　(1)　電波法第33条の規定により備えなければならない受信機等	□ナブテックス受信機〔英文（518kHz）〕 □ナブテックス受信機〔和文（424kHz）〕 □インマルサット高機能グループ呼出受信機 □デジタル選択呼出専用受信機〔超短波帯〕 □デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯〕 □デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯及び短波帯〕 □無線航法装置 □地上無線航法装置 □衛星無線航法装置 □インマルサット船舶地球局の無線設備 型名　〔　〕 識別信号　〔　〕 免許の番号〔　〕		
(2)　電波法第35条の措置	□電波法第35条第１号の措置 □超短波帯の無線設備の機器 □中短波帯の無線設備の機器 □中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 □中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 □インマルサット船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 型名　〔　〕 識別信号　〔　〕 免許の番号〔　〕 □その他（他の無線設備の機器を予備装置とするときはその機器） 〔　〕 □電波法第35条第２号の措置 （□他の者への委託　　） □電波法第35条第３号の措置		
41　備考			

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）